

(決議案第2号)

朝鮮民主主義人民共和国による弾道ミサイル発射及び核実験に抗議する決議

去る8月29日午前6時ころ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が発射した弾道ミサイルは、本道上空を通過したのち、襟裳岬の東方1,180キロの洋上に落下した。

昨年以降、北朝鮮は事前に何らの通告もなく弾道ミサイルの発射を繰り返し、我が国の排他的経済水域内に到達するという状況が続いている。特に今回の発射は、本道の上空を通過するという極めて憂慮すべき事態で、また本道近海の洋上に落下したことは、当市の基幹産業である漁業従事者の生命が危険にさらされるという、これまでにない深刻かつ重大な脅威であり、市民の不安も高まっている。さらに9月3日には、再度6回目の核実験が強行された。

北朝鮮のこうした行為は、8月5日に国連安全保障理事会で採択された安保理決議第2371号を始めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するものであり、断じて容認することはできない。

釧路市議会としては、かねてより北朝鮮の核実験に対しては厳重に抗議しており、本年6月定例会においても「朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議」を可決し、国際社会の平和と安定を脅かす行為を行わないよう強く求めてきたところである。しかしながら依然として繰り返される核実験やミサイル発射は、国際世論を顧みることのない挑発行為であり、断じて許されるものではなく、強く非難するとともに厳重に抗議する。

以上、決議する。

平成29年9月6日

釧路市議会